別紙４　変更箇所

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1	平成30年11月1日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3　(P.5)		Ⅰ　基本情報	２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム３ (P.5)	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書）の審査、管理 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム 　基幹税務システムとのデータ連携 　※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税通知データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム 　基幹税務システムとのデータ連携 　※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
2	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）提供先37 (別紙2　P.9)	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先37　（別紙2　P.9）	変更	②提供先における用途：雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務	②提供先における用途：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
3	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先2 (P.20)	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先2　（P.20）	変更	②移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
4	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先41 (別紙3　P.11)	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先41　（別紙3　P.11）	変更	②移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	②移転先における用途：墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	事前	

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
5	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先46 (別紙3　P.13)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先46　(別紙3　P.13)	変更	②移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事前	
6	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度　(P.10)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度　(P.10)	変更	○当初賦課時（１月～４月）に入手 ・申告情報（確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書）：１月～４月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：１月に入手 ・１月１日現在住民データ：１月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：５月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	○当初賦課時（１月～４月）に入手 ・申告情報（確定申告書等）：１月～４月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：１月に入手 ・１月１日現在住民データ：１月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：５月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
7	平成30年11月1日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性　(P.10)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性　(P.10)	変更	申告情報（確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第７条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第７条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
8	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (P.12)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項３ (P.12)	変更	地方税電子化協議会から伝送される範囲となる。	地方税共同機構から伝送される範囲となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
9	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先11(P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先11(P.23)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
10	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先 42(P.11)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先42(P.11)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
11	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先 43(P.12)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先43(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
12	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先 44(P.12)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先44(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
13	令和1年6月18日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　（別添２）ファイル記録項目（住民税）(P.43)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　（別添２）ファイル記録項目（住民税）(P.43)	変更	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴Ｎｏ、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 （中略） 　控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 （中略） 　所得割額（都）、均等割額（都）、年税額、還付額、充当額	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴Ｎｏ、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 （中略） 　控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 （中略） 　所得割額（都）、均等割額（都）、年税額、還付額、充当額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
14	令和1年6月18日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 (P.37～42)	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要		(P.37～42)	変更	別添１のとおり	別添２のとおり	事後	

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15	令和1年6月18日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　(P.71～77)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		(P.71～77)	変更	別添３のとおり	別添４のとおり	事後	
16	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先65 (別紙3　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先65　(別紙3　P.23)	追加		移転先65：区民部国保年金課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人以上１０万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
17	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先66 (別紙3　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先66　(別紙3　P.23)	追加		移転先66：子ども・子育て支援部子ども施設課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
18	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先62 (別紙2　P.22)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先62　(別紙2　P.22)	変更	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税関係情報	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
19	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先64 (別紙2　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先64　(別紙2　P.23)	追加		提供先64：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号　別表第二（第20項） ②提供先における用途：身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
20	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先65 (別紙2　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先65（別紙2 P.23）	追加		提供先65：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号　別表第二（第53項） ②提供先における用途：知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
21	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先66 (別紙2　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先66（別紙2 P.23）	追加		提供先66：厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第7号　別表第二（第117項） ②提供先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
22	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管･消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (P.53)	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
23	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7．特定個人情報の保管･消去 ⑨ その内容　(P.53)	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨ その内容 (P.53)	変更	（空欄）	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１７日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
24	令和1年12月13日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	（空欄）	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
25	令和1年12月13日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(P.3)		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容(P.3)	変更	2　軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民等から軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税廃車申告書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	2　軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
26	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】（別添1）事務の内容 (P.2)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	（別添１）事務の内容		(P.2)	変更	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、４月１日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 具体的には、 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ②賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ③軽自動車税申告書や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、４月１日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 具体的には、 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ②賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ③軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
27	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手･使用 ③入手の時期･頻度(P.30)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度(P.30)	変更	○定期的に入手する情報 ・住基法第７条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税申告書情報：毎月2回入手	○定期的に入手する情報 ・住基法第７条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）情報：毎月2回入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
28	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手･使用 ⑤本人への明示(P.30)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示(P.30)	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
29	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
30	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.61)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.61)	変更	（空欄）	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１５日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
31	令和1年12月13日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	（空欄）	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
32	令和1年12月13日	【3　収納管理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
33	令和1年12月13日	【3　収納管理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	（空欄）	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
34	令和1年12月13日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.68)	変更	（空欄）	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１６日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
35	令和1年12月13日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	（空欄）	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
36	令和1年12月13日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
37	令和1年12月13日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.75)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.75)	変更	（空欄）	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１７日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
38	令和1年12月13日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	（空欄）	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
39	令和1年12月13日	Ⅴリスク対策 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先		Ⅴリスク対策	2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①連絡先	変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号 電話：03-5608-6008	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
40	令和2年2月17日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1（P.4）		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム１ (P.4)	変更	１　個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	１　個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
41	令和2年6月12日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	・番号法第19条第7号　別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 （第27の項） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	【情報照会】 ・番号法　第19条第7号別表第2　27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条 【情報提供】 ・番号法　第19条第7号　別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※　番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	記載内容の精査による、番号法別表の項番追加及び主務省令の条文追加並びに文言修正等の形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
42	令和2年6月12日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜住民税システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	＜墨田区における措置＞ ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ・課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
43	令和2年6月12日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜軽自動車税システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	＜墨田区における措置＞ ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
44	令和2年6月12日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	＜墨田区における措置＞ ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
45	令和2年10月9日	【1 住民税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先67 (別紙3 P.24)	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先67　（別紙3 P.24)	追加		移転先67：福祉保健部保健衛生担当保健予防課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
46	令和3年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
47	令和3年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・非常勤職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
48	令和3年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：　目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法別表第２及び第１９条第８号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
49	令和3年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：　不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク5：　不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事前	
50	令和3年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	
51	令和3年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
52	令和3年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
53	令和3年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：　目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法別表第２及び第１９条第８号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	
54	令和3年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	
55	令和3年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
56	令和3年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、ｅ－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
57	令和3年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 2．従業者に対する教育･啓発 従業者に対する教育･啓発 具体的な方法		Ⅳ　その他のリスク対策	２．従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	＜住民税システムの運用における措置＞ ・職員等（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	＜住民税システムの運用における措置＞ ・職員等（会計年度職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
58	令和3年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 2．従業者に対する教育･啓発 従業者に対する教育･啓発 具体的な方法		Ⅳ　その他のリスク対策	２．従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットホームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（持続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしてる。	事前	
59	令和3年6月10日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先13	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先13	変更	②移転先における用途：①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 ③高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ④介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	②移転先における用途：①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
60	令和3年6月10日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先12	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先12	変更	②移転先における用途：①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	②移転先における用途：①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
61	令和3年6月10日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先49(別紙3)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先49(別紙3)	変更	②移転先における用途：墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務	②移転先における用途：墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
62	令和3年6月10日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先56(別紙2)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先56(別紙2)	変更	②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
63	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先67(別紙2　P.23)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先67（別紙2 P.23)	追加		提供先67：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第121項） ②提供先における用途：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
64	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先68(別紙2　P.24)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先68（別紙2 P.24)	追加		提供先68：社会福祉協議会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第30項） ②提供先における用途：社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
65	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先68(別紙3　P.24)	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先68　（別紙3　P.24)	追加		移転先68：子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部厚生課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：　1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
66	令和4年3月23日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法　第19条第7号別表第2　27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条 【情報提供】 ・番号法　第19条第7号　別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （略） ※　番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法　第19条第8号別表第2　27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条 【情報提供】 ・番号法　第19条第8号　別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （略） ※　番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
67	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）①法令上の根拠（提供先21～57、64～66）	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	①法令上の根拠（提供先21～57、64～66）	変更	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
68	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先59	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先59	変更	番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
69	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）①法令上の根拠（提供先59）	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	①法令上の根拠（提供先59）	変更	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
70	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）②提供先における用途（提供先59）	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	②提供先における用途（提供先59）	変更	番号法第19条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
71	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）①法令上の根拠（提供先62、63）	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	①法令上の根拠（提供先62、63）	変更	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
72	令和4年3月23日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
73	令和4年3月23日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先21（別紙3　P.1）	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先21　（別紙3　P.1）	変更	移転先21：子ども・子育て支援部子育て支援総合センター ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務管理に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数： 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：申請時	移転先21：削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
74	令和4年6月16日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	5．個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
75	令和4年6月16日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　全ての記録項目（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	変更	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　（略）、住民税・寄附金控除、（略）	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　（略）、所得税・寄附金控除、（略）、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる 　控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、 　旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、 　特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額（区）、 　所得割減免額（都）、均等割減免額（区）、均等割減免額（都）、居住開始年月日、 　障害種別、障害等級、所得金額調整控除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
76	令和4年6月16日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管･消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
77	令和4年6月16日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7．特定個人情報の保管･消去 ⑨ その内容（P.53)	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨ その内容	変更	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１４日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
78	令和4年6月16日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管･消去 ⑨再発防止策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
79	令和4年6月16日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
80	令和4年6月16日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容	変更	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１４日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
81	令和4年6月16日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
82	令和4年6月16日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
83	令和4年6月16日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容 (P.68)	変更	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１４日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
84	令和4年6月16日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
85	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
86	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨その内容(P.75)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨その内容(P.75)	変更	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１４日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
87	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑨再発防止策の内容(P.68)	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑨再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したため
88	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者 個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。	個人住民税及び軽自動車税の納税義務者 その必要性：個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
89	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	２．基本情報	④記録される項目	変更	主な記録項目：［　］雇用・労働関係情報 その妥当性： ○識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報：納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録	主な記録項目：［○］雇用・労働関係情報 その妥当性： ○識別情報：対象者を正確に特定するため。 ○連絡先等情報：納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 ○業務関係情報：滞納者の実態を正確に把握するため。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
90	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	［○］その他　（課税原票管理システムの閲覧のみ。　　）	［○］その他　（課税原票管理システム（閲覧のみ） ）	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
91	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
92	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	地方税法20条の１１により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
93	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	滞納整理に必要な調査については、地方税法２０条の１１に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例１５条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
94	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
95	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	滞納情報と住基法第７条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。	滞納情報と住基法第７条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システムは閲覧のみ）。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
96	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
97	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	②保管期間	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
98	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
99	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。	課税原票管理システムの閲覧は、４情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
100	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容：	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容：	変更	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上不必要な情報は記載されない。なお、各機関への調査は、墨田区特別区税条例施行規則に定められた様式により照会を行い、不必要な情報を入手していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
101	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　入手の際の本人確認の措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　入手の際の本人確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1　住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
102	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　個人番号の真正性確認の措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1　住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
103	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
104	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手　リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	変更	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。	閲覧のみとなっている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
105	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3．特定個人情報の使用　リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　ユーザ認証の管理　具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　ユーザ認証の管理　具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
106	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3．特定個人情報の使用　リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
107	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3．特定個人情報の使用　リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　特定個人情報の使用の記録　具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　特定個人情報の使用の記録　具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
108	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3．特定個人情報の使用　リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容：	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容：	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法２２条、住民基本台帳法４２条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
109	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク１：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
110	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨その内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク１：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨その内容	変更	平成２９年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約１２万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成３０年１２月１４日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
111	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨再発防止策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク１：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
112	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑩死者の個人番号：	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク１：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑩死者の個人番号：	変更	保管している	保管していない	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
113	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク　リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク２：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク　リスクに対する措置の内容	変更	保管していない。	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
114	令和4年6月16日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去　リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	変更	保管していないため、存在しない。	特定個人情報を所持していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
115	令和4年6月16日	II　特定個人情報ファイルの概要	【1　住民税賦課情報ファイル】		6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
116	令和4年6月16日	II　特定個人情報ファイルの概要	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】		6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
117	令和4年6月16日	II　特定個人情報ファイルの概要	【4　滞納整理情報ファイル】		6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
118	令和4年6月16日	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【1　住民税賦課情報ファイル】	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
119	令和4年6月16日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【１　住民税賦課情報ファイル】	６．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 　中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 　中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
120	令和4年6月16日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【２　軽自動車税賦課情報ファイル】	６．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク２：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
121	令和4年6月16日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【２　軽自動車税賦課情報ファイル】	６．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 　中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 　中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
122	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ　基本情報	１．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	１　個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 ⑥ パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	１　個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	③についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。⑤⑥については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
123	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ 基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。 ⑥減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ⑥減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（⑤は事前）
124	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ 基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関から住民等が納付、納入した情報を取得する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 ⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	④重要な変更 ①③⑦特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（⑦については事後）
125	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ 基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
126	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム２　②システムの機能	変更	1　課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷	1　課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の 効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷 2　給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム（RPAツール）で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。 ・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化 ・不読判定としたデータの修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・宛名番号一括登録機能 3　紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。 ・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能 ・OCR処理後のエラー修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・AIエンジンのアップグレード	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
127	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2　③他のシステムとの接続		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム２　③他のシステムとの接続	変更	[　　]税務システム	[○]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
128	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム３②システムの機能	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム ○データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、軽OSS連携システム ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
129	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム６　②システムの機能	変更	○情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。	○情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ※情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
130	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム８	追加		①システムの名称：RPAツール ②システムの機能：システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。 ③他のシステムとの接続：宛名システム等、税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
131	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	5．個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例　第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない
132	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法　第19条第8号別表第2　27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条 【情報提供】 ・番号法　第19条第8号　別表第2第三欄 （情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※　番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法　第19条第8号別表第2　27の項 【情報提供】 ・番号法　第19条第8号　別表第2第三欄 （情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
133	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 1　個人住民税の賦課業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	１　個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
134	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 1　個人住民税の賦課業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	１　個人住民税の賦課業務	変更	（備考） ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 ⑥ パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	（備考） ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	③についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。⑤⑥については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
135	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 2　軽自動車税賦課関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	２　軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
136	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報（別添1）事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		Ⅰ 基本情報	（別添１）事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、４月１日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。具体的には ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 ②賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 ③軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。 また、住民票情報等を照会する。 ④減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 ⑤軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。	（備考） ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。 また、住民票情報等を照会する。 ④減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 ⑤軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（②は事前）
137	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務		Ⅰ 基本情報	（別添１）事務の内容	3 収納関連業務	変更		(図の変更)	事前	④重要な変更 ①③⑦特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（⑦については事後）
138	令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務		Ⅰ 基本情報	（別添１）事務の内容	3 収納関連業務	変更	（備考） ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関や収納代行業者から住民等が納付、納入した情報を取得する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	（備考） ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 ⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	④重要な変更 ①③⑦特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（⑦については事後）

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
139	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 4　滞納整理関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	４　滞納整理関連業務	変更		(図の変更)	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
140	令和5年3月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 4　滞納整理関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	４　滞納整理関連業務	変更	（備考） 地方税法に基づき、対象者の納付状況を確認し、対象者に対して納税相談・分納誓約・滞納処分などを行う。具体的には ①賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 ②住民に対し、納税指導を行う。 ③他市区町村へ照会・回答を行う。 ④差押などの滞納処分を執行する。	（備考） ①賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 ②住民に対し、納税指導を行う。 ③他市区町村へ照会・回答を行う。 ④差押などの滞納処分を執行する。 ⑤墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
141	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	３．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	１　各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 ２　住民税の賦課決定に関する事務 ・上記１で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。	１　各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 ２　住民税の賦課決定に関する事務 ・上記１で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
142	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無	変更	〔委託する〕（３件）	〔委託する〕（２件）	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
143	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項２	変更	（省略）	（削除）	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
144	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供・移転の有無	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供・移転の有無	変更	〔○〕提供を行っている（63件） 〔○〕移転を行っている（64件）	〔○〕提供を行っている（68件） 〔○〕移転を行っている（67件）	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
145	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
146	令和5年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　主な記録項目	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　主な記録項目	変更	〔　〕個人番号対応符号	〔○〕個人番号対応符号	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
147	令和5年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1　各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。 2　軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3　更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	1　各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2　軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3　更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
148	令和5年3月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
149	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　主な記録項目	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　主な記録項目	変更	〔　〕個人番号対応符号	〔○〕個人番号対応符号	事前	重要な変更
150	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　主な記録項目	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　主な記録項目	変更	[　]その他（　　）	[○]その他（口座登録・連携ファイル関連情報）	事前	重要な変更
151	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　その妥当性	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　その妥当性	変更	○識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報：①督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、②本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	○識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報：督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 ○その他：（口座登録・連携ファイル関係情報）：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	重要な変更
152	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	①入手元	変更	[　]行政機関・独立行政法人等（　　）	[○]行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
153	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	[　]情報提供ネットワークシステム [〇]その他（賦課情報システム）	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]その他（賦課情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
154	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	住基法第７条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手	１住基法第７条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ２公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務　還付金発生の都度入手	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
155	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	④入手に係る妥当性	変更	住基法第７条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。	１住基法第７条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 ２口座登録・連携ファイル関連情報については、本人意思に基づいて取得する。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
156	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な収納管理	個人住民税・軽自動車税の適性な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更
157	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	１収納管理に関する事務 　個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。 ２税証明に関する事務 　個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	１収納管理に関する事務 　個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督　促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 ２税証明に関する事務 　個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 ３公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	事前	1　特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。 3　重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
158	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜墨田区における措置＞ ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	＜墨田区における措置＞ ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
159	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 期間	変更	〔　定められてない　〕	〔　６年以上１０年未満　〕	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
160	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	収納、還付、充当などの収納管理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
161	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	＜墨田区における措置＞ ・保存年限を経過した納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
162	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	①入手元	変更	[〇]その他（課税原票管理システム）	[〇]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
163	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	②入手方法	変更	[〇]その他（課税原票管理システム（閲覧のみ））	[〇]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
164	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
165	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	1滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
166	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法　情報の突合	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法　情報の突合	変更	滞納情報と住基法第７条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システムは閲覧のみ）。	滞納情報と住基法第７条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
167	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6．特定個人情報の保管・消去　②保管期間 期間	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 期間	変更	〔　定められてない　〕	〔　６年以上１０年未満　〕	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
168	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6．特定個人情報の保管・消去　②保管期間 その妥当性	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
169	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	＜墨田区における措置＞ ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
170	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	変更	②還付通知ファイル 　連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞）、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、 削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、	②還付通知ファイル 　連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、 (振込先)金融機関名カナ、 (振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、 (送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞）、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、 削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公金受取口座利用意思の有無	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
171	令和5年3月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
172	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
173	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
174	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	【3 収納管理情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続		変更	[○]接続しない（入手）	[ ]接続しない（入手）	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
175	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	変更		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	重要な変更
176	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：　目的外の入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
177	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	変更		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
178	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
179	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクに対する措置の内容	変更		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 　中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	重要な変更
180	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクへの対策は十分か	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
181	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	変更		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
182	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクへの対策は十分か	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
183	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォーム事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更
184	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管･消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい･滅失･毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	変更	＜収納管理システムにおける措置＞ ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	＜収納管理システムにおける措置＞ ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
185	令和5年3月31日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	変更	＜収納管理システムにおける措置＞ ・収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。	＜収納管理システムにおける措置＞ ・収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
186	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	変更	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。	滞納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入手する場合がない。 また、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握できる体制を整えている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
187	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	変更	記録する媒体がないため紛失するリスクがない	・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
188	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク　宛名システム等における措置の内容	変更	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	特定個人情報については紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
189	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	変更	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	その他システムについても特定個人情報は紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
190	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理　具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
191	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
192	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理　具体的な管理方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理　具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
193	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録　具体的な方法	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録　具体的な方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	システムの閲覧についてログを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
194	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法２２条、住民基本台帳法４２条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法２２条、住民基本台帳法４２条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
195	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 滞納整理情報ファイルでは、特定個人情報は所持しない。	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
196	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
197	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	変更	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
198	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順	変更		定められている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
199	令和5年3月31日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	変更	特定個人情報を所持しない	地方税法に基づき、保存年限を７年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
200	令和5年6月26日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
201	令和5年6月26日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5．特定個人情報の提供・移転 リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5．特定個人情報の提供・移転	リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクに対する措置の内容	変更	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報の全てを連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
202	令和5年6月26日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5．特定個人情報の提供・移転 リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクへの対策は十分か	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5．特定個人情報の提供・移転	リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクへの対策は十分か	変更	十分である	特に力を入れている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
203	令和5年6月26日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
204	令和5年6月26日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4．特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
205	令和5年6月26日	【4　滞納整理情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4　滞納整理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	滞納整理に必要な調査については、地方税法２０条の１１に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例１５条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	滞納整理に必要な調査については、地方税法２０条の１１に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律６９条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
206	令和5年6月26日	Ⅳ その他のリスク対策 2．従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		Ⅳ　その他のリスク対策	2．従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	＜住民税システムの運用における措置＞ ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	＜住民税システムの運用における措置＞ ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
207	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①事務の名称	変更	地方税に関する事務	地方税・森林環境税に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
208	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	1　個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。	1　個人住民税・森林環境税の賦課業務 【概要】 ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、税情報から課税・非課税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
209	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	3　収納関連業務 【概要】 　地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。	3　収納関連業務 【概要】 　地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき賦課された個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
210	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	4　滞納整理関連業務 【概要】 　地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	4　滞納整理関連業務 【概要】 　地方税法、国税徴収法。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 ①個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
211	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1　②システムの機能	変更	1　個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。	1　個人住民税・森林環境税の賦課事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
212	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1　②システムの機能	変更	3　個人住民税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	3　個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
213	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4　②システムの機能	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
214	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8　②システムの機能		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8　②システムの機能	変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
215	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報　4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		Ⅰ　基本情報	4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由	①事務実施上の必要性	変更	1　住民税賦課情報ファイル 　住民税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2　軽自動車税賦課情報ファイル 　軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。 3　収納管理情報ファイル 　個人住民税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に 　把握する必要がある。 4　滞納整理情報ファイル 　個人住民税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を 　正確に把握する必要がある。	1　住民税賦課情報ファイル 　住民税・森林環境税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2　軽自動車税賦課情報ファイル 　軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。 3　収納管理情報ファイル 　個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に 　把握する必要がある。 4　滞納整理情報ファイル 　個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を 　正確に把握する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
216	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	5．個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例　第4条第1項及び別表第2の1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。）第9条第1項別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例　第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
217	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		Ⅰ　基本情報	6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法　第19条第8号別表第2　27の項 【情報提供】 ・番号法　第19条第8号　別表第2第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
218	令和6年7月29日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容		変更	１　個人住民税の賦課業務	１　個人住民税・森林環境税の賦課業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
219	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	２．基本情報	③対象となる本人の範囲　その必要性	変更	住民税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	住民税・森林環境税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
220	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報　④記録される項目　その妥当性	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　その妥当性	変更	・識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した住民税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録	・識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
221	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二第27項に規定されている。	住民税・森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第24項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
222	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税額の算出・通知	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税・森林環境税額の算出・通知	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
223	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	2　住民税の賦課決定に関する事務 ・上記１で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3　更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。 4　税証明の発行に関する事務 ・住民税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	2　住民税・森林環境税の賦課決定に関する事務 ・上記１で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税・森林環境税賦課額を決定する。 ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3　更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税等関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。 4　税証明の発行に関する事務 ・住民税・森林環境税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
224	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法　権利利益に影響を与え得る決定	変更	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。	所得額、各種控除額に基づき、住民税・森林環境税額を決定・更正する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
225	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先1	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第1項） ②提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　1の項 ②提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
226	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先2	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先2	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第2項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
227	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先3	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先3	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第3項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
228	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先4	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先4	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第4項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　5の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
229	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先5	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先5	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第6項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　7の項 ②提供先における用途：船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一 部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
230	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先6	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先6	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第8項） ②提供先における用途：児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　11の項 ②提供先における用途：児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
231	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先7	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先7	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第9項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　13の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
232	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先8	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先8	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第11項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　15の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
233	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先9	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先9	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第16項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
234	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先10	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先10	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第18項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
235	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先11	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先11	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第23項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　39の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
236	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先12	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先12	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第26項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
237	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先13	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先13	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第27項） ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48の項 ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
238	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先14	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先14	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第28項） ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　49の項 ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
239	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先15	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先15	変更	（省略）	（提供先15：削除）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
240	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先16	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先16	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第31項） ②提供先における用途：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　53の項 ②提供先における用途：公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
241	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先17	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先17	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第34項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　57の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
242	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先18	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先18	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第35項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　58の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
243	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先19	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先19	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第37項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　59の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
244	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先20	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先20	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第38項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　63の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
245	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先21	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先21	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第39項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
246	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先22	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先22	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第40項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
247	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先23	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先23	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第42項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
248	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先24	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先24	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第48項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　73の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
249	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先25	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先25	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第54項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　76の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
250	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先26	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先26	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第57項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
251	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先27	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先27	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第58項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
252	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先28	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先28	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第59項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　84の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
253	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先29	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先29	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第61項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　86の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
254	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先30	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先30	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第62項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
255	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先31	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先31	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第63項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　88の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
256	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先32	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先32	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第64項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　89の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
257	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先33	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先33	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第65項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　90の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
258	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先34	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先34	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第66項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　91の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
259	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先35	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先35	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第67項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　92の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
260	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先36	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先36	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第70項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　96の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
261	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先37	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先37	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第71項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　98の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
262	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先38	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先38	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第74項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
263	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先39	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先39	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第80項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
264	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先40	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先40	変更	（省略）	（提供先40：削除）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
265	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先41	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先41	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第85の2項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　124の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
266	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先42	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先42	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第87項） ②提供先における用途：中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　125の項 ②提供先における用途：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支 援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
267	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先43	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先43	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第91項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　129の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
268	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先44	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先44	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第92項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　130の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
269	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先45	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先45	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第94項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　132の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
270	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先46	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先46	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第97項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
271	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先47	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先47	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第101項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　138の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
272	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先48	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先48	変更	（省略）	（提供先48：削除）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
273	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先49	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先49	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第103項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　140の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
274	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先50	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先50	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第106項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
275	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先51	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先51	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第107項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　142の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
276	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先52	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先52	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第108項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　144の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
277	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先53	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先53	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第113項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　151の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
278	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先54	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先54	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第114項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　152の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
279	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先55	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先55	変更	（省略）	（提供先55：削除）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
280	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先56	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先56	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第116項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　155の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
281	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先57	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先57	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第120項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
282	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先60	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先60	変更	②提供先における用途　：給与所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	②提供先における用途　：給与所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
283	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先61	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先61	変更	②提供先における用途　：年金所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	②提供先における用途　：年金所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
284	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先62	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先62	変更	②提供先における用途　：地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	②提供先における用途　：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
285	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先64	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先64	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第20項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　37の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
286	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先65	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先65	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第53項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　75の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
287	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先66	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先66	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第117項）	①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　156の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
288	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先67	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先67	変更	提供先：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　　別表第二（第121項）	提供先：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　160の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
289	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先68	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先68	変更	（省略）	（提供先68：削除）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
290	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先69	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先69	追加		提供先：総務大臣又は都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　4の項 ②提供先における用途：恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
291	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先70	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先70	追加		提供先：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　108の項 ②提供先における用途：災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
292	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先71	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先71	追加		提供先：総務大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　147の項 ②提供先における用途：国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
293	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先72	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先72	追加		提供先：都道府県知事等 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　161の項 ②提供先における用途：「生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。）に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
294	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先73	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先73	追加		提供先：都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　163の項 ②提供先における用途：地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
295	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先74	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先74	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　164の項 ②提供先における用途：「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
296	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先75	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先75	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　165の項 ②提供先における用途：「感染症対策特別促進事業について」（平成二十 年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生 労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
297	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先76	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先76	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　166の項 ②提供先における用途：「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二 十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
298	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先77	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先77	追加		提供先：文部科学大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　167の項 ②提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支 援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
299	令和6年7月29日	〔1 住民税賦課情報ファイル〕 II 特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先78	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先78	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 168の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金 の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
300	令和6年7月29日	〔1 住民税賦課情報ファイル〕 II 特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先79	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先79	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
301	令和6年7月29日	〔1 住民税賦課情報ファイル〕 II 特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先80	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先80	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 170の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
302	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先81	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先81	追加		提供先：文部科学大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　171の項 ②提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支　援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
303	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先82	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先82	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　172の項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
304	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先83	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先83	追加		提供先：都道府県知事 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　173の項 ②提供先における用途：「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八　年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
305	令和6年7月29日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
306	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
307	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲　その必要性	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	③対象となる本人の範囲　その必要性	変更	個人住民税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
308	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　その妥当性	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	④記録される項目　その妥当性	変更	○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	○業務関係情報：個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
309	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法別表第二第27項に規定されている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
310	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	個人住民税・森林環境税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
311	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1　収納管理に関する事務 　　個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2　税証明に関する事務 　　個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	1　収納管理に関する事務 　　個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2　税証明に関する事務 　　個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
312	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
313	令和6年7月29日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	2．基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	個人住民税及び軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
314	令和6年7月29日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
315	令和6年7月29日	【4　滞納整理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	1　滞納管理に関する事務 　・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 　・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	1　滞納管理に関する事務 　・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 　・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
316	令和6年7月29日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（別添2）ファイル記録項目（住民税）1　個人住民税の賦課情報ファイル		Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	（別添２）ファイル記録項目（住民税）	１　個人住民税の賦課情報ファイル	変更	別添５のとおり	別添６のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
317	令和6年7月29日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	【１　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	３．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	変更	・特別区民税・都民税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。	・特別区民税・都民税・森林環境税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
318	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【３　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク１：目的外の入手が行われるリスク	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
319	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【３　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク１：目的外の入手が行われるリスク	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
320	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【３　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
321	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手　リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	入手の際の本人確認の措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
322	令和6年7月29日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手　リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	リスクに対する措置の内容	変更	・個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。	・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
323	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
324	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
325	令和7年3月25日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
326	令和7年3月25日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
327	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
328	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
329	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
330	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
331	令和7年3月25日	【1 住民税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
332	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
333	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
334	令和7年3月25日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
335	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
336	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
337	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
338	令和7年3月25日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ②監査　具体的な内容		Ⅳ　その他のリスク対策	1．監査	②監査　具体的な内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
339	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ②提供先における用途（提供先38）	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	②提供先における用途（提供先38）	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
340	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ②提供先における用途（移転先7）	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	②提供先における用途（移転先7）	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
341	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先40	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先40	変更	提供先40：厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第84項） ②移転先における用途：昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先40：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
342	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先48	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先48	変更	提供先48：農林漁業団体職員共済組合 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第102項） ②移転先における用途：厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先48：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
343	令和7年3月25日	〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先55	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先55	変更	提供先55：平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第115項） ②移転先における用途：平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先55：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
344	令和7年3月25日	〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先68	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先68	変更	提供先68：社会福祉協議会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第30項） ②移転先における用途：社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先68：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
345	令和7年3月25日	〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先15	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先15	変更	提供先15：厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号　別表第二（第29項） ②移転先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	提供先15：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
346	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務	変更	【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
347	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8（P.7）		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 (P.7)	変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務、軽自動車税賦課関連業務、収納関連業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
348	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 1　個人住民税の賦課業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	１　個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
349	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 2　軽自動車税賦課関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	２　軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
350	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 3　収納関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	３　収納関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
351	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	＜墨田区における措置＞ ①住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※　「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が包含されているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ②課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
352	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
353	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	＜課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
354	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	＜課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
355	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
356	令和7年3月25日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 4　滞納整理関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	４　滞納整理関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
357	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	２．基本情報	④記録される項目　全ての記録項目（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	変更	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　（略）、所得金額調整控除	1　個人住民税賦課情報ファイル （1）識別情報 　個人番号、宛名番号 （2）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （3）業務関連情報 　（略）、所得金額調整控除、国外（配）、国外（扶）、定額減税額（区）、定額減税額（都）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
358	令和7年3月25日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
359	令和7年3月25日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
360	令和7年3月25日	【3　収納管理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
361	令和7年3月25日	【4　滞納整理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	＜住民税システムにおける措置＞ ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
362	令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 3．その他のリスク対策		Ⅳ　その他のリスク対策	３．その他のリスク対策		追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
363	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
364	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
365	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
366	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
367	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
368	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
369	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
370	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【4　滞納整理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
371	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
372	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
373	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
374	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい･紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
375	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
376	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
377	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
378	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
379	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
380	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
381	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク/リスクに対する措置の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
382	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
383	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
384	令和7年6月27日	【1　住民税賦課情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
385	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
386	令和7年6月27日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
387	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
388	令和7年6月27日	【3　収納管理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【3　収納管理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
389	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
390	令和7年6月27日	【4　滞納整理情報ファイル】III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【4　滞納整理情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
391	令和7年6月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容		Ⅳ　その他のリスク対策	１．監査	②監査　具体的な内容	変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
392	令和7年6月27日	Ⅳ その他のリスク対策 3．その他のリスク対策		Ⅳ　その他のリスク対策	３．その他のリスク対策		変更	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ＩＴリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISAMP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ＩＴリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
393	令和7年10月31日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		Ⅰ　基本情報	１．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	変更	１　個人住民税・森林環境税の賦課業務 【処理の流れ】 ②eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	１　個人住民税・森林環境税の賦課業務 【処理の流れ】 ②eLTAX及びマイナポータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	事前	重要な変更
394	令和7年10月31日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9		Ⅰ　基本情報	２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム９	追加		①システムの名称：マイナポータル申請管理 ②システムの機能： 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続：媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
395	令和7年10月31日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10		Ⅰ　基本情報	２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム１０	追加		①システムの名称：個人住民税申告ポータル ②システムの機能：個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 ③他のシステムとの接続：マイナポータル申請管理	事前	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
396	令和7年10月31日	Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 1　個人住民税の賦課業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	１　個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
397	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先1	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先1	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
398	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先2	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先2	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
399	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先6	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先6	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
400	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先9	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先9	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
401	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先10	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先10	変更	福祉保健部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
402	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先11	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先11	変更	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	福祉部障害者福祉課、保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
403	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先13	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先13	変更	福祉保健部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
404	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先28	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先28	変更	都市計画部防災まちづくり課	都市計画部密集市街地整備推進課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
405	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先29	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先29	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
406	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先30	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先30	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
407	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先31	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先31	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
408	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先32	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先32	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
409	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先33	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先33	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
410	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先34	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先34	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
411	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先35	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先35	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
412	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先36	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先36	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
413	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先37	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先37	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
414	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先38	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先38	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
415	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先39	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先39	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
416	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先40	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先40	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
417	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先41	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先41	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
418	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先42	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先42	変更	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	福祉部障害者福祉課、保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
419	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先43	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先43	変更	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	福祉部障害者福祉課、保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
420	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先44	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先44	変更	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	福祉部障害者福祉課、保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
421	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先45	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先45	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
422	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先46	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先46	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
423	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先47	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先47	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
424	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先48	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先48	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
425	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先49	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先49	変更	福祉保健部保健衛生担当保健計画課	保健衛生部保健計画課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
426	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先50	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先50	変更	福祉保健部保健衛生担当保健計画課	保健衛生部保健計画課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
427	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先51	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先51	変更	福祉保健部保健衛生担当保健計画課	保健衛生部保健計画課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
428	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先52	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先52	変更	福祉保健部保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	保健衛生部健康推進課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
429	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先53	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先53	変更	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
430	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先54	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先54	変更	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
431	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先56	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先56	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
432	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先57	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先57	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
433	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先58	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先58	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉部障害者福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
434	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先59	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先59	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
435	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先60	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先60	変更	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
436	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先64	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先64	変更	福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター	保健衛生部健康推進課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
437	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先67	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先67	変更	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	保健衛生部保健予防課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
438	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先68	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先68	変更	子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部厚生課	子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉部地域福祉課	事後	組織名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
439	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	①保管場所	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネット等に保管している。	事前	重要な変更
440	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	６．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	重要な変更
441	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク１：目的外の入手が行われるリスク	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マニュアルやｗｅｂ上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
442	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク１：目的外の入手が行われるリスク	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	追加		＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
443	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	２．特定個人情報の入手　リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	・住民からの入手は、職員による窓口受付及び本人宛てに送付した申告書での提出に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・国税庁・年金保険者・給与支払者から入手する課税対象者情報について、電子申告データを入手する際は専用線を経由することにより詐取・奪取が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用線に限定している。なお、紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。	・住民からの紙の申告書の入手は、職員による窓口受付及び本人宛てに送付した申告書での提出に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報について、電子申告データを入手する際は専用線を経由することにより詐取・奪取が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用線に限定している。なお、紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
444	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	入手の際の本人確認の措置の内容	追加		＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
445	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	個人番号の真正性確認の措置の内容	追加		＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
446	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手　リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい･紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手　リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	リスクに対する措置の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
447	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理　具体的な管理方法	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・情報システム担当が業務主管課にマイナポータル申請管理専用のユーザIDを割り当てる。業務主管課がマイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員をし、LGWAN接続端末においてユーザIDを割り当て、ID、パスワード、生体認証による認証を行う。	事前	重要な変更
448	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行･失効の管理　具体的な管理方法	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理　具体的な管理方法	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理専用のユーザＩＤの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行う。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
449	令和7年10月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・アクセス権限については、業務主管課で権限のある職員を特定し、LGWAN接続端末に権限のある職員のユーザIDを割り当て、アクセス権限の管理を行う。 ・アクセス権限を失効した場合、速やかに業務主管課がLGWAN接続端末のユーザIDを削除する。	事前	重要な変更
450	令和7年10月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の仕様の記録 具体的な方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の仕様の記録 具体的な方法	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末へのサインイン、サインアウトの記録を行い、操作者個人を特定する。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載する。	事前	重要な変更
451	令和7年10月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSB メモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更
452	令和7年10月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3．特定個人情報の使用	リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSB メモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更
453	令和7年10月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末についてはセキュリティワイヤー等により固定し物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
454	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策　具体的な対策の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
455	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去　リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク　リスクに対する措置の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク２：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク　リスクに対する措置の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から外部記憶媒体に個人番号付電子申請データを一時保存し、住民税システムに取り込み後、一時保存したデータを消去するため、古い情報で審査等が行われることはない。	事前	重要な変更
456	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク３：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順 手順の内容	追加		＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	重要な変更
457	令和7年10月31日	【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	地方税法第１７条の５第７項にて、更正、決定等の期間について、法定納期限の翌日から起算して７年を経過する日まですることができると規定されている。そのため、墨田区における保存年限を７年としている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
458	令和7年10月31日	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	地方税法第１７条の５第７項にて、更正、決定等の期間について、法定納期限の翌日から起算して７年を経過する日まですることができると規定されている。そのため、墨田区における保存年限を７年としている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
459	令和7年10月31日	【3　収納管理情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【3　収納管理情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	地方税法第１７条の５第７項にて、更正、決定等の期間について、法定納期限の翌日から起算して７年を経過する日まですることができると規定されている。そのため、墨田区における保存年限を７年としている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
460	令和7年10月31日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法		Ⅴ　開示請求、問合せ	1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	②請求方法	変更	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受付ける。	個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、本人確認書類の提示及び様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
461		Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報 ①事務の名称 2　軽自動車税賦課関連業務	Ⅰ　基本情報	1．特定個人情報	①事務の名称	2　軽自動車税賦課関連業務	変更	【概要】 　地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	【概要】 　地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
462		Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム１	変更	②システムの機能 2　軽自動車税賦課関連業務 【概要】 　地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
463		Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	変更		③他のシステムとの接続 ［〇］その他　（窓口支援システム）	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
464		Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 〇審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム 〇データ連携システム 　基幹税務システムとのデータ連携 　※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、軽OSS連携システム 〇国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続きを、以下の機能別に処理する。 〇審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム 〇データ連携システム 　基幹税務システムとのデータ連携 　※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、軽OSS連携システム 〇国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送） 〇地方税外部連携システム 地方団体とはLGWANにより、また国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答および回送する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
465		Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11		Ⅰ　基本情報	2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11	追加		①システムの名称：通知IFS ②システムの機能：LGWAN環境において地方団体が電子通知希望申請取得及び電子納税通知書等を登録するための中継システム。 ③他のシステムとの接続：［〇］その他（媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。）	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
466		Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12		Ⅰ　基本情報	２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム12	追加		①システムの名称：窓口支援システム ②システムの機能： １．窓口受付機能 　届出人の種類、本人確認書類の情報を入力、および届出情報を取り込む機能。 ２．申請書作成機能 　住所・氏名、署名等の情報をあらかじめ印字した申請書を出力する機能。 ３．申請書印刷機能 　申請書をそれぞれの用紙種類に応じたプリンタ給紙カセットから自動出力する機能。 ４．受付情報照会機能 　受付情報を複数条件で検索・特定して、内容を表示または取消する機能。 ７．管理・統計機能 　届出情報について日次、月次で統計ファイルを作成、ユーザ管理情報をオンライン画面から登録・変更・削除する機能。 ８．進捗状況管理機能 　受付ごとの処理状況を管理し、一覧表示する機能。 ③他のシステムとの接続：［〇］宛名システム等　［〇］税務システム	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
467		Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 1　個人住民税の賦課業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	１　個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
468		Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 2　軽自動車税賦課関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	２　軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
469		Ⅰ　基本情報（別添1）事務の内容 4　滞納整理関連業務		Ⅰ　基本情報	（別添１）事務の内容	４　滞納整理関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
470		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目　全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	２．基本情報	④記録される項目　全ての記録項目（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	変更	１　個人住民税賦課情報ファイル （１）識別情報 　個人番号、宛名番号 （２）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （３）業務関連情報 　（略）、定額減税額（都）	１　個人住民税賦課情報ファイル （１）識別情報 　個人番号、宛名番号 （２）連絡先等情報 　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 （３）業務関連情報 　（略）、定額減税額（都）、特定親族特別控除額、課税者の被扶養者、特定親族特別控除対象	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
471		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	【１　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無	変更	3件	4件	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
472		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項４	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100満人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル（住民税賦課情報ファイル）の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔○〕その他（保守拠点でのシステムの直接操作） ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	重要な変更
473		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先17	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先17	変更	②提供先における用途：私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	②提供先における用途：私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
474		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先63	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先63	変更	①法令上の根拠： 番号法第19条第10号及び地方税法第317条	①法令上の根拠： 番号法第19条第10号及び地方税法第317条 番号法第19条第15号及び国税通則法第74条の12第1項	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
475		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先84	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先84	追加		提供先84：法務大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　55の2の項 ②提供先における用途：出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
476		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先85	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先85	追加		提供先85：厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　112の項 ②提供先における用途：雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
477		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先86	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先86	追加		提供先86：文部科学大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　172の2項 ②提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年五月二十二日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
478		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先87	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先87	追加		提供先87：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　172の3項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年四月十五日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
479		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先6	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先6	変更	②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
480		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先12	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先12	変更	移転先12：子ども・子育て支援部子ども施設課、子育て支援総合センター ②移転先における用途： ①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	移転先12：子ども・子育て支援部子ども施設課 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
481		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先13	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先13	変更	②移転先における用途： ①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	②移転先における用途：生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
482		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先14	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先14	変更	②移転先における用途：認証保育所保育料負担軽減助成事務、助成申請者の状況把握	②移転先における用途：墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱による助成金の交付に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
483		【1　住民税賦課情報ファイル】Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先25	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先25	変更	移転先25：都市計画部住宅課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
484		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先47	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先47	変更	移転先47：福祉部生活福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区女性福祉資金貸付条例第８条の女性福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
485		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先48	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先48	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
486		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先55	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先55	変更	②移転先における用途：国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
487		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先59	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先59	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
488		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先60	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先60	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
489		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先65	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先65	変更	②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務	②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
490		〔1　住民税賦課情報ファイル〕Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先69	【1　住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先69	追加		移転先69：子ども・子育て支援部子育て支援総合センター ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
491		〔1　住民税賦課情報ファイル〕 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先70	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先70	追加		移転先70：福祉部障害者福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成１１年東京都条例第１０６号）により区が事務を処理することとされたものに限る。別表第２区長の部３の２の項において同じ。） ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
492		〔1　住民税賦課情報ファイル〕 II　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供･移転（委託に伴うものを除く。）移転先71	【1　住民税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先71	追加		移転先71：福祉部高齢者福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務、老人福祉法による費用の徴収に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：１万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出･公表が義務付けられない。
493		〔1　住民税賦課情報ファイル〕 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管･消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	【1　住民税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク３：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク　消去手順　手順の内容	変更	地方税法に基づき、保存年限を７年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	墨田区における保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事前	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
494		〔2　軽自動車税賦課情報ファイル〕 II　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手･使用 ③入手の時期･頻度	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	3．特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	○定期的に入手する情報 ・軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）情報：毎月2回入手	○定期的に入手する情報 ・軽自動車税申告書（報告書）情報：毎月2回入手	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
495		〔2　軽自動車税賦課情報ファイル〕 II　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無	変更	1件	2件	事前	重要な変更
496		〔2　軽自動車税賦課情報ファイル〕 II　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項２	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100満人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル（軽自動車税賦課情報ファイル）の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔〇〕その他（保守拠点でのシステムの直接操作） ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
497		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③保管場所	追加		＜LGWAN接続端末における措置＞ 基幹税務システムにデータを移動するための外部記録媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	重要な変更
498		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6．特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		＜LGWAN接続端末における措置＞ 外部記録媒体に一時的に記録した申請情報ファイルは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	重要な変更
499		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク１：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加		＜eLTAXにおける措置＞ ・マニュアルやＷｅｂ上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイルのみ受信可能。	事前	重要な変更
500		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク１：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	追加		＜eLTAXにおける措置＞ ・納税者がeLTAX（通知ポータル）の画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。	事前	重要な変更
501		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加		＜eLTAXにおける措置＞ ・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・eLTAX（通知ポータル）の画面の誘導において、納税者に理解してもらいながら操作をしていただくことで、納税者に過剰な負担をかけることなく申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・担当者のみが知りえるID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、当団体宛ての団体間回送ファイルを受信する。	事前	重要な変更
502		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2．特定個人情報の入手	リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	追加		＜eLTAXにおける措置＞ ・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の申請データを受領した地方団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより本人確認を実施する。 ・当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の正確性を検証することがはできないが、受け取った情報については宛名システム等を用いて正確性を確認する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
503		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	追加		＜宛名システムにおける措置＞ 当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の個人番号の真正性を検証することがはできないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。	事前	重要な変更
504		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加		＜eLTAXにおける措置＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 ＜宛名システムにおける措置＞ 地方税外部連携システムから受け取った対象者の情報について、照会回答を行ってきた地方団体が設定した個人番号と氏名情報等の正確性を、宛名システム等を用いて確認する。情報が正確ではない対象者については照会回答を行ってきた地方団体に直接確認する。	事前	重要な変更
505		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追加		地方税外部連携システムまたは通知IFSと地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
506		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	追加		・地方税外部連携システムまたは通知IFSにアクセスできる端末を制限する。	事前	重要な変更
507		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	追加		・外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
508		【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		＜eLTAXの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末についてはセキュリティワイヤー等により固定し物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更
509		【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策　具体的な対策の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	追加		＜eLTAXの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・通知IFSと地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
510		【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク2：特定個人情が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	追加		＜eLTAXの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、申請情報ファイルの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・LGWAN接続端末は、基本的には、団体間回送ファイルの一時保管として使用するが、①他団体からの照会に対する自団体の回答②自団体からの照会については送信次第削除し、③他団体からの照会④自団体からの照会に対する他団体からの回答については、基幹税務システムに反映次第削除する運用にしており、古い情報のまま保管され続けることはない。	事前	重要な変更
511		【2　軽自動車税賦課情報ファイル】 III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順　手順の内容	【2　軽自動車税賦課情報ファイル】	III　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7．特定個人情報の保管・消去	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順　手順の内容	追加		＜eLTAXの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な情報ファイル等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	重要な変更
512		【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無	変更	1件	2件	事前	重要な変更
513		【3　収納管理情報ファイル】 II　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【3　収納管理情報ファイル】	II　特定個人情報ファイルの概要	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100満人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル（収納管理情報ファイル）の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔〇〕その他（保守拠点でのシステムの直接操作） ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
514		Ⅴ　開示請求、問い合わせ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表		Ⅴ　開示請求、問い合わせ	１．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	変更	区役所１階 区民情報コーナー	区役所　２階　税務課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名

4　滞納整理情報ファイル

2．基本情報

①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		個人住民税、軽自動車税の納税義務者
	その必要性	個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（ 滞納者の財産情報等　）
	その妥当性	○識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報：納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		区民部税務課

別添1

3．特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 窓口課、生活福祉課、国保年金課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁（税務署） ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [○] 民間事業者 （ 公的年金等支払者、給与支払者 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③入手の時期・頻度		住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手
④入手に係る妥当性		住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。
⑤本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。
⑥使用目的 ※		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部税務課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 滞納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。
	情報の突合 ※	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、納税催告書及び差押・配当等の通知の発送に必要な情報を作成する。
	情報の統計分析 ※	税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

別添1

4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		滞納管理システムの運用管理
①委託内容		・滞納管理システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う滞納管理システムの改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
	その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。
⑥委託先名		北日本コンピューターサービス 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

別添1

委託事項2		税務システムの運用管理
①委託内容		・税務システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・納税催告書等各種帳票の印字及び封入・封緘
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
	その妥当性	システムの運用、保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。
⑥委託先名		株式会社 ジーシーシー
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

別添1

5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 4 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都知事
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税法に基づく徴収に関する事務
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第14号　番号法施行令第26条、別表8号
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

別添1

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第14号　番号法施行令第26条、別表8号
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	税務署長
①法令上の根拠	番号法第19条第14号　番号法施行令第26条、別表8号
②提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
③提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

別添1

6．特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
②保管期間	期間	[　定められていない　]　＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	財産調査、滞納処分などの滞納整理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法		帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。
7．備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名

4　滞納整理情報ファイル

2．基本情報

①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		個人住民税、軽自動車税の納税義務者
	その必要性	個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [　] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（滞納者の財産情報等　）
	その妥当性	○識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報：納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		区民部税務課

別添2

3．特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 課税原票管理システム　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 課税原票管理システムの閲覧のみ。　　）
③入手の時期・頻度		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。
④入手に係る妥当性		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。
⑤本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。
⑥使用目的 ※		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部税務課
	使用者数	[　　50人以上100人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		1　滞納管理に関する事務 　個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。
	情報の突合 ※	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。
	情報の統計分析 ※	税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

別添2

4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　　委託しない　　]　　＜選択肢＞ 1）委託する　　2）委託しない （　　）件
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[　　]　　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　　]　　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[　　]　　＜選択肢＞ 1）10人未満　　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　　[　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　　]　　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

別添2

委託事項2		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[ ] ＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（ ）
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] ＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

提供先3	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	
提供先4	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	

別添2

6．特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
②保管期間	期間	［　定められていない　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。
③消去方法		上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。
7．備考		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名

4　滞納整理情報ファイル

2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報･収納情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報･収納情報を各システムから取得する際は、滞納整理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報･収納情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元の各業務で個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元の各業務で特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい･紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい･紛失等を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

別添3

3．特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	滞納管理システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	滞納管理システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・滞納管理システム及び課税原票システムのIDの発効及び失効は、主管課で管理を行い、団体内統合宛名システムについては、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・滞納管理システム及び課税原票システムのアクセス権限については主管課が管理を行い、団体内統合宛名システムについては、情報システム担当が個別に管理する。
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・滞納管理システム、課税原票システム及び団体内統合宛名システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、滞納管理システム及び課税原票システムについては主管課が、団体内統合宛名システムについては情報システム担当が速やかにアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を直接保有していない滞納管理システムには、現状ログを管理する機能はないが、特定個人情報にアクセスする際は必ず団体内統合宛名システム又は課税原票システムにより行うため、これらのログ機能をもって特定個人情報の使用の記録とする。
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、滞納管理システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　] 委託しない**
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する条項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はＩＳＭＳ認証の取得を要件としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　　制限している　　]	＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
具体的な制限方法	・庁内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのＩＤを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。 ・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　　記録を残している　　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	庁内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。	
特定個人情報の提供ルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。	
特定個人情報の消去ルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報が記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　　再委託していない　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・納税催告書等各種帳票の封入・封緘にあたっては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意		

別添3

喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。

別添3

5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・他自治体への回答書等の送付では、情報提供した回答書等のデータを保管している。 ・特定個人情報の提供を行う際に、操作者・処理日等をシステム上で記録及び管理している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への回答書等の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。 ・提供を行ったものについて記録票を作成する。
その他の措置の内容	・保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者を設置している。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、地方税法第20条の11及び同法第48条第2項に基づき適切な方法で実施している。 ・情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、複数職員による確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7．特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜滞納管理システムにおける措置＞ ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜滞納管理システムにおける措置＞ ・滞納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

別添3

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	滞納者の情報は、滞納整理・処分結果に基づき、更新を行ったうえで住民等に催告を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した帳票等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名

4　滞納整理情報ファイル

2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3．特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e－ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している　2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している　2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

別添4

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7．特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	特定個人情報は所持しない。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。	
⑦バックアップ	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

別添4

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保管していない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ ]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	保管していないため、存在しない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1　個人住民税賦課情報ファイル
(1) 識別情報
　個人番号、宛名番号
(2) 連絡先等情報
　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名
(3) 業務関連情報
　自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴Ｎｏ、課税番号･指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、
　徴収開始･終了期（月）、更正開始期（月）、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、
　その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、
　専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、（総合課税）短期譲渡所得、（総合課税）長期譲渡所得、一時所得、
　一時所得特別控除額、（総合課税）退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、
　変動前々年所得、臨時所得、（分離課税）退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外売却額、土地等の事業雑所得、
　短期譲渡所得（一般）、短期譲渡所得（軽減）、短期特別控除額、長期譲渡所得（一般）、長期譲渡所得（特定）、
　長期譲渡所得（軽課）、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得･特別控除額、株式譲渡所得、
　上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、
　純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等（配当分）、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、
　控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養親族数、
　年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、
　社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税･寄附金控除、生命保険･個人年金支払額、生命保険･住民税控除額、
　地震保険支払額、地震保険･旧長期支払額、地震保険･住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、
　配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、
　同居特別障害者にかかる控除額、（扶養）特別障害者にかかる控除額、（扶養）普通障害者にかかる控除額、
　（本人）障害（特障）にかかる控除額、（本人）障害（普障）にかかる控除額、（本人）老年者にかかる控除額、
　（本人）寡婦にかかる控除額、（本人）寡婦特別にかかる控除額、（本人）寡夫にかかる控除額、（本人）勤労学生控除、
　基礎控除額、控除額合計、（税額控除）災害減免額、（税額控除）外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、
　生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、
　配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、
　調整控除額（区）※平成１９年度改正対応、調整控除額（都）※平成１９年度改正対応、税額控除_配当控除（区）、
　税額控除_配当控除（都）、住宅借入金控除（区）、住宅借入金控除（都）、寄附金税額控除（区）、寄附金税額控除（都）、
　税額控除_外国税額控除（区）、税額控除_外国税額控除（都）、税額調整（区）、税額調整（都）、税源移譲に伴う減額措置（区）、
　税源移譲に伴う減額措置（都）、配当割額控除額･株式等譲渡所得割額控除額（区）、
　配当割額控除額･株式等譲渡所得割額控除額（都）、配当割･株式所得割控除不足額、所得割額（区）、均等割額（区）、
　所得割額（都）、均等割額（都）、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、
　新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、
　特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額（区）、所得割減免額（都）、均等割減免額（区）、
　均等割減免額（都）、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1　個人住民税賦課情報ファイル
(1) 識別情報
　個人番号、宛名番号
(2) 連絡先等情報
　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名
(3) 業務関連情報
　自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴Ｎｏ、課税番号･指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、
　徴収開始･終了期（月）、更正開始期（月）、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、
　その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、
　専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、（総合課税）短期譲渡所得、（総合課税）長期譲渡所得、一時所得、
　一時所得特別控除額、（総合課税）退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、
　変動前々年所得、臨時所得、（分離課税）退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外売却額、土地等の事業雑所得、
　短期譲渡所得（一般）、短期譲渡所得（軽減）、短期特別控除額、長期譲渡所得（一般）、長期譲渡所得（特定）、
　長期譲渡所得（軽課）、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得･特別控除額、株式譲渡所得、
　上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、
　純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等（配当分）、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、
　控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養親族数、
　年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、
　社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税･寄附金控除、生命保険･個人年金支払額、生命保険･住民税控除額、
　地震保険支払額、地震保険･旧長期支払額、地震保険･住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、
　配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、
　同居特別障害者にかかる控除額、（扶養）特別障害者にかかる控除額、（扶養）普通障害者にかかる控除額、
　（本人）障害（特障）にかかる控除額、（本人）障害（普障）にかかる控除額、（本人）老年者にかかる控除額、
　（本人）寡婦にかかる控除額、（本人）寡婦特別にかかる控除額、（本人）寡夫にかかる控除額、（本人）勤労学生控除、
　基礎控除額、控除額合計、（税額控除）災害減免額、（税額控除）外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、
　生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、
　配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、
　調整控除額（区）※平成１９年度改正対応、調整控除額（都）※平成１９年度改正対応、税額控除_配当控除（区）、
　税額控除_配当控除（都）、住宅借入金控除（区）、住宅借入金控除（都）、寄附金税額控除（区）、寄附金税額控除（都）、
　税額控除_外国税額控除（区）、税額控除_外国税額控除（都）、税額調整（区）、税額調整（都）、税源移譲に伴う減額措置（区）、
　税源移譲に伴う減額措置（都）、配当割額控除額･株式等譲渡所得割額控除額（区）、
　配当割額控除額･株式等譲渡所得割額控除額（都）、配当割･株式所得割控除不足額、所得割額（区）、均等割額（区）、
　所得割額（都）、均等割額（都）、森林環境税額、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、
　新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、
　特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額（区）、所得割減免額（都）、均等割減免額（区）、
　均等割減免額（都）、森林環境税減免額、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除